

岩倉市外国人障がい者福祉手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本国籍を有しない者で、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「令」という。）別表に定める障害の状態にある者（以下「外国人障がい者」という。）に対して、外国人障がい者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、外国人障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給の要件)

第2条 市長は、本市に居住する外国人障がい者で、次に掲げる要件を全て備える者（以下「受給資格者」という。）に対し、手当を支給する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 本市に引き続き1年以上居住していること。
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条から第5条までの規定による永住許可を受けていること。
- (4) 厚生年金その他の公的年金を受給していないこと。
- (5) 昭和37年1月1日以前に生まれた者であること。
- (6) 外国人に国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）が適用された昭和57年1月1日以前に初診日がある障がいを有し、身体障害者手帳の交付を受けた者であること。
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けていない者であること。

(受給資格の認定)

第3条 受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

(手当額)

第4条 手当の額は、月額10,000円とする。

(支給の期間及び方法)

第5条 市長は、受給資格者が第3条の規定による受給資格の認定（以下「受給資格の認定」という。）を受けた日の属する月の翌月から第10

条第1項の規定による受給資格を喪失した日又は死亡した日の属する月まで手当を支給するものとする。

2 前項の手当は、次の区分により支払うものとする。

区 分	期 間	支払月
第1期	4月分から7月分まで	8月
第2期	8月分から11月分まで	12月
第3期	12月分から3月分まで	4月

3 前項の規定にかかわらず、支給すべき要件が消滅した場合における当該消滅するまでの期間の手当については、支払月を繰り上げて支払うことができる。

(認定の申請等)

第6条 受給資格の認定を受けようとする受給資格者（以下「申請者」という。）は、外国人障がい者福祉手当受給資格認定申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 受給資格の認定後において、次条第1項に掲げる者に同条第2項に規定する所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村住民税課税証明書等の所得を証明する書類

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請書に添えて提出する書類による証明事項を公募等によって確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を外国人障がい者福祉手当受給資格認定（不認定）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(支給の停止)

第7条 市長は、次に掲げる者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の規定により、なおその効力を有するものとされた改正前の法に基づく障害福祉年金の支給停止に関する規定により、その給付の金額が支給停止を受けることとなる令第5条の4の規定による額を超えるときは、その年の4月分から翌年の3月まで、支給を停止する。

(1) 受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）

(2) 受給者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(3) 受給者の民法（明治29年法律89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該受給者の生計を維持するもの（以下「主たる扶養義務者」という。）

2 受給資格の認定が行われた日の属する年度に係る月分の手当は、前項に掲げる者の前年（当該認定が行われた日が1月1日から2月末日までの間にあるときは、前前年）の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同項に定める額を超えるときは、その支給を停止する。

3 前2項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、その額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る同法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

第8条 市長は、前条に定めるもののほか、受給者が次の各号のいずれかに該当するとき又は手当の支給が著しく公益に反すると認められるときは、手当を支給しない。

(1) 正当な理由がなく、第13条の規定による報告又は必要な書類の提出を怠ったとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により、認定を受けたとき。

(支給停止の通知)

第9条 市長は、前2条の規定により手当の支給を停止するときは、外国人障がい者福祉手当支給停止通知書（様式第3）により、その旨を受給者に通知するものとする。

(受給資格の喪失等)

第10条 受給者が第2条に掲げる要件を欠くに至った又は受給者が死亡したときは、当該至った日又は死亡した日に受給資格を喪失する。

2 前項の規定により受給資格を喪失したとき、受給者（受給者が死亡した場合は、第12条第1項各号いずれかに掲げる者）は、喪失の日から14日以内に外国人障がい者福祉手当受給資格喪失届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失等通知)

第11条 市長は、受給者が受給資格を喪失し、かつ、前条第2項の届出がない場合に限り、外国人障がい者福祉手当受給資格喪失等通知書（様式第5）により、その旨を受給者（受給者が死亡した場合は、その遺族）に通知するものとする。

(受給者が死亡した場合の支給)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で未支給のもの（以下「未支給手当」という。）があるときは、次に掲げる遺族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に未支給手当を支給するものとする。

(1) 配偶者

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟・姉妹

2 未支給手当を受けるべき遺族の順位は、前項に掲げる順序とする。

3 第1項の規定により未支給手当を受給しようとする者は、外国人障がい者福祉手当未支給分当請求書（様式6）を市長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、未支給手当を受けるべき同順位の遺族が2人以

上あるときは、これらの者は、代表者を選任し、代表者選任届（様式第7）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りではない。

（現況の報告）

第13条 受給者は、受給資格の認定を受けた年度の翌年度以降において、その現況について、現況報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて、毎年6月1日から同月15日までの間に、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第7条第1項各号に掲げる者に前年の所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村民税課税証明書等の所得を証明する書類

(2) その他市長が必要と認めるもの

（変更の届出）

第14条 受給者は、氏名又は住所を変更したときは、その日から14日以内に外国人障がい者福祉手当受給資格変更届（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第15条 受給者は、手当の支給を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（返還命令）

第16条 市長は、偽りその他の不正な手段により、手当の支給を受けた者があるときは、その者に対して、既に支給した手当の全部又は一部の変換を命じるものとする。

（備付書類）

第17条 市長は、外国人障がい者福祉手当受給者台帳（様式第10）を作成するものとする。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。